

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 11 年 12 月国立市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項イの項計画地区全域の欄中「別表第 2（り）項第 3 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号」に改め、同表第 3 項イの項計画地区全域の欄中「別表第 2（り）項第 3 号及び第 4 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号及び第 4 号」に改め、同表第 5 項イの項計画地区全域の欄中「別表第 2（り）項第 3 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号」に改め、同表第 8 項イの項業務地区 A の欄中「別表第 2（り）項第 3 号及び第 4 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号及び第 4 号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。